

国東市
農業振興地域整備計画書

令和2年4月1日
大分県 国東市

目 次

1. 農用地利用計画.....	1
1.1 土地利用区分の方向.....	1
1.2 農用地利用計画.....	6
2. 農業生産基盤の整備開発計画.....	7
2.1 農業生産基盤の整備及び開発の方向.....	7
2.2 農業生産基盤整備開発計画.....	8
2.3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	8
2.4 他事業との関連.....	8
3. 農用地等の保全計画.....	9
3.1 農用地等の保全の方向.....	9
3.2 農用地等保全整備計画.....	10
3.3 農用地等の保全のための活動.....	11
3.4 森林の整備その他林業の振興との関連.....	11
4. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画.....	12
4.1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向.....	12
4.2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策.....	14
4.3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	14
5. 農業近代化施設の整備計画.....	15
5.1 農業近代化施設の整備の方向.....	15
5.2 農業近代化施設整備計画.....	17
5.3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	17
6. 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画.....	18
6.1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向.....	18
6.2 農業就業者育成・確保施設整備計画.....	18
6.3 農業を担うべき者のための支援の活動.....	18
6.4 森林の整備その他林業の振興との関連.....	19
7. 農業従事者の安定的な就業の促進計画.....	20
7.1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標.....	20
7.2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策.....	20
7.3 農業従事者就業促進施設.....	20
7.4 森林の整備その他林業の振興との関連.....	21
8. 生活環境施設の整備計画.....	22
8.1 生活環境施設の整備の目標.....	22
8.2 生活環境施設整備計画.....	22
8.3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	22
8.4 その他の施設の整備に係る事業との関連.....	22
9. 付図(別添).....	23
9.1 土地利用計画図(付図1号).....	23
9.2 農業生産基盤整備開発計画図(付図2号)および農用地等保全整備計画図(付図3号).....	23

1. 農用地利用計画

1.1 土地利用区分の方向

1.1.1 土地利用の方向

(1) 土地利用の構想

1) 地域の位置

本市は、平成18年3月、旧国見町、旧国東町、旧武蔵町、旧安岐町の4町が合併して誕生した。本市は、大分県北東部の国東半島のおおむね東半分を占める位置にあり、面積は31,810haである。北は周防灘、東は伊予灘に面し、西側は豊後高田市、南側は杵築市に接する。

また、両子山から海岸線に向かって、尾根筋とそれに挟まれた谷筋と河川が放射線状に伸びており、河川に沿って帯状に集落が形成され、面的な広がりを待つ集落は少ない傾向にある。この傾向は、沿岸地域より森林地域で強い。この尾根筋を境界としてひとまとまりの地域を形成してきた。

地域の構成は、大字(75字)、地区公民館地域(16地域)、旧4町、国東市の4段階である。

2) 自然条件

地勢は、国東半島の中央部に位置する半島最高峰の両子山(標高721m)、文珠山(617m)を中心とする放射谷からなり、山の間をぬって流れる河川により、国東二十八谷と呼ばれる谷を刻み、そこに狭小な平地を形成している。

気候は、夏は瀬戸内海式気候の特徴を持ち、水量が少なく晴れの日が多いが、冬は関門海峡からの北西の季節風の影響を受けるため日本海側気候の特徴を持ち、曇りや雨・雪の日が多く、ひと冬に数回積雪がある。国見气象台における平成30年の年間平均気温は16.5℃、年間降水量は1,628.0mm(気象庁)であった。

3) 交通条件

交通体系は、海岸線に沿って走る国道213号(市全長41.7km)を基幹道路として、この国道と平行して市道の通称オレンジロード(市全長46.4km)や、国道に接続する主要地方道、一般県道、その他の市道が整備されている。

公共交通機関は、昭和41年の国東鉄道の廃止以降、バスとタクシーのみである。市内の地域間を運行している路線バスは、地形条件の制約を受け、多くのルートで谷筋や川に沿って設定されており、「交通空白地帯」が数多く存在する。合併後はコミュニティバスやコミュニティタクシー等を導入し、「交通空白地域」の解消に努めてきた。しかしながら、公共交通機関の利便性は高くなく、市内の主な移動手段は自家用車が中心である。

一方、大分市や別府市に向かう空港アクセスバスが多数運行されており、航空輸送として大分空港、海上輸送としてフェリー(竹田津港～山口県周南市)が運航している。

4) 人口及び産業の動向

平成 27 年の総人口は 28,647 人、世帯数は 12,112 世帯、総就業人口は 13,449 人(国勢調査)である。就業人口を産業 3 部門別にみると、第一次産業 17.4%、第二次産業は 28.2%、第三次産業は 52.7%を占める。農業就業人口は 2,426 人、農家数は 1,637 戸(2015 農林業センサス)である。

総人口、世帯数、総就業人口及び農業就業人口は、平成 17 年から平成 27 年にかけてすべて減少傾向にあり、令和 12 年には総人口 20,529 人、世帯数 11,002 戸、就業人口 8,925 人、農業就業人口は 989 人になると見込まれる。

5) 上位関連計画

現在のまちづくりは、本市の最上位計画である「第 2 次国東市総合計画」において、将来像として掲げている「悠久の歴史と賑わいの空間で織りなすハイブリッド都市『くにさき』」を目指し、総合的かつ計画的なまちづくりを進めている。また、大分県では「大分県農業振興地域整備基本方針」が策定されており、これらの上位計画に即して本計画を策定する。

なお、本市には都市計画、農村計画、農業・農地等の各種関連計画があり、本計画の策定に当たっては、表 1-1 に示す計画と整合性を図ることとする。

表 1-1 上位・関連計画(国東市)

名称	策定年
第 2 次国東市総合計画	平成 26 年度
第 2 次国東市総合計画後期基本計画	平成 30 年度
国東市まち・ひと・しごと創生総合戦略(H27)	平成 27 年度
国東市都市計画マスタープラン	平成 30 年度
国東市新市建設計画(H28)	平成 28 年度
国東農村振興基本計画	平成 22 年度
国東市過疎地域自立促進計画	平成 28 年度
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	平成 26 年度
農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画	—
国東市における農地等の利用の最適化に関する指針	平成 28 年度
2019 年度国東市農業再生協議会水田フル活用ビジョン	平成 31 年度、令和元年度
国東市森林整備計画	平成 26 年度

6) 土地利用の方向性

土地利用の現況は、総面積 31,810ha のうち、約 87% に当たる 27,790.8ha が農業振興地域として指定されており、そのうち約 15% (4,252.6ha) が農用地である。

本市の土地利用ゾーニングは、本市の地形特性から、両子山を中心に同心円状に「森林・里山ゾーン」、「田園・集落ゾーン」、「沿岸ゾーン」に区分されている(国東市都市計画マスタープラン(国東市、平成 30 年))。このうち、農用地が主に分布する「田園・集落ゾーン」については、ゾーン形成の方針として「生産性の高い農業基盤と良好な集落生活環境により持続できる田園・集落地域の形成を図る」「本市の代表景観の一つとなっている森林を背景とした田園景観や谷筋の個性ある景観の保全を図る」「世界農業遺産に認定された国東半島固有の農業生産システムの積極的な維持・保全を図る」が示されている。

7) 農業の方向性

本市の農業は、米、麦、大豆を主軸とした複合経営が行われてきたが、輸入農産物の増加による農産物の価格の低迷に伴い、農業従事者の減少・高齢化が進み、担い手不足や耕作放棄地の増加が深刻な状況となっている。

今後は、地域を中心とした土地利用型農業の経営安定に向けた、法人化による規模拡大、作業効率化のための基盤整備事業等の実施、それに伴う水田の畑地化を進めるとともに高収益が期待できる露地野菜、園芸品目の導入等を推進することにより、農業経営体の総合的な強化を図ることが重要である。以下の品目を中心に、特色ある農畜産業の振興を図るとともに、農家所得の向上を目指し水田の畑地化を実施し高収益品目の導入を推し進める。

- ・米、麦、大豆等の主要作物の推進
- ・こねぎ、いちご、花き等の施設園芸作物の推進
- ・日本で唯一生産されている七鳥イの推進
- ・みかん、カボス、キウイ、なし等の果樹栽培の推進
- ・オリーブの植栽の推進
- ・大分県と連携した畜産振興の推進
- ・露地野菜などを中心とした高収益品目の導入

表 1-2 農業振興地域内の土地利用の現況と目標

	農用地		農業用施設用地		森林・原野 (うち混牧林地)		その他		計	
	実数 (ha)	比率 (%)	実数 (ha)	比率 (%)	実数 (ha)	比率 (%)	実数 (ha)	比率 (%)	実数 (ha)	比率 (%)
現況	4,252.6	15.3	93.9	0.3	16,900.2 (0.0)	60.8 (0.0)	6,544.1	23.6	27,790.8	100.0
目標	4,146.3	14.9	93.9	0.3	17,004.6 (0.0)	61.2 (0.0)	6,546.0	23.6	27,790.8	100.0
増減	-106.3	-0.4	0.0	0.0	104.4 (0.0)	0.4 (0.0)	1.9	0.0	0.0	0.0

(注) 目標は令和 11 年時点とする。カッコ内は混牧林地面積である。

(2) 農用地区域の設定方針

1) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本市の農業振興地域内にある現況農用地 4,252.6ha のうち、以下に該当する農用地 3,729.0ha について、農用地域を設定する方針である。

- a) 集団的に存在する農用地(10ha 以上の集団的な農用地)
- b) 土地改良事業またはこれに準ずる事業の施行に係る区域内にある土地
- c) 上記以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業の利用を確保することが必要である土地

2) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

農業振興地域内にある土地改良施設のうち、以下に該当する土地改良施設を農用地区域として設定する。

- a) 農用地区域に設定した現況農用地に介在または隣接し、当該農用地と一体的に保全する必要がある土地改良施設用地

3) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

農業振興地域内にある農業用施設用地のうち、以下に該当する農業用施設用地を農用地区域として設定する。

- a) 農用地区域に設定した現況農用地に介在または隣接し、当該農用地と一体的に保全する必要がある農業用施設用地

1.1.2 農業上の土地利用の方向

(1) 農用地等利用の方針

本市の農用地は、両子山から海岸線に向かって河川に沿って、上流域の中山間地から下流域の平地まで分布している。全域で水稻を中心とした営農が行われているほか、比較的傾斜の緩い中・下流域の農地は畑作として利用され、麦や大豆といった土地利用型作物、こねぎやいちご等の施設野菜、菊類やストックなどの施設花きが生産されている。また、傾斜の急な上流域の農地は主に樹園地として利用され、みかん、なし、オリーブ等の果樹が栽培されているが、価格低迷等によりみかんの栽培面積及び栽培農家数は激減している。

今後の農用地の利用にあたっては、田では農地集積による規模拡大、認定農業者及び集落営農組織等担い手の育成を図りながら、米・麦・大豆を主体とする効率性の高い土地利用型農業を展開するとともに、水田畑地化による高収益品目の導入を図る。比較的傾斜の緩い中・下流域に分布する畑では、高収益が期待できる園芸品目であるこねぎ、いちご、花き等の施設園芸作物への転換を推進する。上流域に分布する樹園地については、防除の効率向上など省力的栽培技術を導入した果樹栽培を行う。

表 1-3 農用地等利用の方針（単位：ha）

	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林・原野等
	現況 (ha)	将来 (ha)	増減 (ha)	現況 (ha)	将来 (ha)	増減 (ha)	現況 (ha)	将来 (ha)	増減 (ha)	現況 (ha)	将来 (ha)	増減 (ha)	現況 (ha)	将来 (ha)	増減 (ha)	現況 (ha)
国見地域	627.9	612.2	-15.7	0.0	0.0	0.0	-	-	-	15.5	15.5	0.0	643.4	627.7	-15.7	740.7
国東地域	1,483.3	1,446.2	-37.1	0.0	0.0	0.0	-	-	-	37.3	37.3	0.0	1,520.6	1,483.5	-37.1	550.7
武蔵地域	497.0	484.6	-12.4	0.0	0.0	0.0	-	-	-	15.0	15.0	0.0	512.0	499.6	-12.4	123.4
安岐地域	1,056.7	1,030.3	-26.4	64.1	62.5	-1.6	-	-	-	25.1	25.1	0.0	1,145.9	1,117.9	-28.0	257.5
計	3,664.9	3,573.3	-91.6	64.1	62.5	-1.6	-	-	-	92.9	92.9	0.0	3,821.9	3,728.7	-93.4	1,681.3

(2) 用途区分の構想

1) 国見地域

全域で概ね圃場整備は完了しており、今後は老朽化したため池等の農業水利施設の改修を進めながら区画拡大を図り、米・麦・大豆の土地利用型農業を展開していく。さらに、農家所得の向上を目的とした水田の畑地化を実施し、高収益品目の導入を推進する。また、こねぎやいちご等の施設野菜も並行して推進する。南部の中山間地では、かつてみかん栽培が隆盛したが価格低迷等により荒廃が進んでおり、他品目への転換を図る。

2) 国東地域

全域で水田の圃場整備はほぼ完了している。今後は老朽化したため池等の農業水利施設の改修を進めながら区画拡大を図り、米・麦・大豆のブロックローテーションやミニトマト等の施設野菜への転換や、農家所得の向上を目的とし水田の畑地化を実施し高収益品目の導入を推進する。丘陵地では、みかんやキウイが栽培されており、省力化技術の導入を進める。

また、瀬戸内海式気候を生かしオリーブの栽培の推進を図る。

3) 武蔵地域

東部の平野部では米・麦・小ねぎ・花きが生産されており、西部の中山間地域では樹園地を中心とした耕作が行われている。圃場整備は水田と樹園地ともに進んでいることから、今後は老朽化したため池等の農業水利施設の改修を進めながら区画拡大を行い、水田では効率の高い土地利用型農業、また、農家所得の向上を目的とした水田の畑地化を実施し高収益品目の導入を推進する。また、樹園地では引き続き産地の維持を図る。

なお、大分空港周辺はテクノポリス地域に指定されているが、大規模な優良農地も多いことから、農業と工業の調和の取れた土地利用を目指す。

4) 安岐地域

地形的に西武の中山間地域と東部の平野部地域に区分できる。

平野部は水田地帯が形成され、圃場整備は概ね完了している。今後は老朽化したため池などの農業水利施設の改修を進めながら区画拡大を図り、農地集積による規模拡大や麦・大豆とのブロックローテーションを推進する。また、農家所得の向上を目指した水田の畑地化を実施し、高収益品目の導入を推進する。丘陵地に広がる樹園地は農道の整備が進んでいることから、省力的栽培技術の導入による果樹栽培を行う。

また、安岐地域は本紙の特産である七島イの主要な産地であり、機械化による生産効率の向上を図る。

なお、大分空港の周辺はテクノポリス地域に指定されているが、大規模な優良農地も多いことから、農業と工業の調和のとれた土地利用を目指す。

(3) 特別な用途区分の構想

該当なし

1.2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

2. 農業生産基盤の整備開発計画

2.1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市の地形は、向子山から海岸線に向かって、尾根筋とそれに挟まれた谷筋と河川が放射線状に伸びており、傾斜の急な上流域の農地は主に樹園地として、比較的傾斜の緩い中・下流域の農地は主に田や畑として利用されている。昭和40年代頃から大規模な圃場整備事業が実施され、農地の集積による効率化が行われた。また、平成2年度から地形や地理的に不利な条件にある中山間地域の農業生産及び農村生活環境の整備のため、中山間地域総合整備事業が開始された。さらに、平成19年度からは、地域ぐるみで農地や農業用施設等の保全や長寿命化を図る農地・水・環境保全向上対策事業（現、多面的機能支払交付金）が実施されている。

農業振興にとって最も大切な資源である農地や農業用施設等は、経年劣化の一途をたどっており、同時に地域住民の高齢化も進んでおり、維持管理の省力化対策が必要となっている。

このため、今後は、農村地域の過疎化、高齢化、農産物の自由化等を視野に入れ、ため池等農業水利施設の改修を含め、将来の農業後継者を育成・確保することを目指し、担い手への円滑な農地利用集積の推進に向けた圃場の区画整理事業や暗渠排水整備、農道整備等を進めていく。

2.2 農業生産基盤整備開発計画

表 2-1 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
農業競争力強化 基盤整備事業	圃場整備 用排水路整備 暗渠排水路整備	北江	59.2	1	
農業競争力強化 基盤整備事業	圃場整備 用排水路整備 暗渠排水路整備	綱井	48.2	--	
農業競争力強化 基盤整備事業	圃場整備 用排水路整備 暗渠排水路整備	岩戸寺	--	--	
農業競争力強化 基盤整備事業	暗渠排水整備 区画整理 用排水施設整備 農道整備	成久	--	--	
--	--	志和利	--	--	

2.3 森林の整備その他林業の振興との関連

国東半島の特徴である谷筋を形成する山々では、伝統的にクヌギ林を利用した原木乾しいたけが栽培されており、風味・食感に優れた低温菌種駒による乾しいたけは、国東半島だけで大分県の生産量の約90%を占めている。このしいたけ栽培は、平成25年に国東半島・宇佐地域が世界農業遺産に認定された要因の一つとして、大きな役割を果たした。

林業従事者のうち、林業専業者は少なく、農業との兼業がほとんどである。保育管理が行き届かない人工林が多く樹齢30年以上が過半数を占め、除間伐及び育林管理が必要になっており、放置竹も増加している。

そのため、農業と林業双方の振興を目指し、農業生産基盤と併せて、森林施業用の作業路網の整備を進めていく。

2.4 他事業との関連

該当なし

3. 農用地等の保全計画

3.1 農用地等の保全の方向

農用地は農業生産にとって最も基礎的な資源であり、いったん荒廃するとその復旧は非常に困難である。また、将来にわたり、食料の安定供給や、農用地の持つ水源の涵養などの多面的機能を発揮していくためには、農業用施設の老朽化や耕作放棄等によるかい廃に対して適切に対処し、持続的に農用地を保全していくことが重要である。

農用地等を持続的に保全するため、ハード事業では、農業生産の維持・向上や農業経営の安定を図るとともに、安全で安心して生活できる農山漁村の環境整備を図るため、次の農地防災対策を推進する。特に、本市は降水量が少ない上に雨水が浸透しやすい火山性の土壌であり、水の確保が困難であったことから、ため池が多く整備されてきた。しかし、築造されてから100年以上経過しているため池が多く老朽化対策や防災対策による整備を計画的に進める。

- a) 洪水や地震等の発生に伴って引き起こされる被害を未然に防止する防災ダム等の整備、水源として重要な役割を果たす農業用ため池の改修
- b) 土砂崩壊から農地等を守る地滑り防止対策
- c) 高潮や波浪による浸食から農地等を守る海岸保全施設の整備
- d) 農地防災上必要な区間の農業用排水路の改修

また、ソフト事業としては、増大傾向にある遊休農地対策として、農業委員会の活動支援、また、農地中間管理事業等による担い手への農地の集積促進、集落などの地域の共同活動による農業水利施設の維持管理の推進を行う。

3.2 農用地等保全整備計画

表 3-1 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対区 番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
防災施設整備	ため池整備 堤体工 93m	治郎丸	22	1	大池
防災施設整備	ため池整備 堤体工 221m	糸原	16	2	兎手池
防災施設整備	ため池整備 堤体工 80m	山浦	4	3	前田池
防災施設整備	ため池整備 堤体工 72m	掛樋	10	4	藤ヶ谷池
防災施設整備	ため池整備 堤体工 159m	楯海	13	5	蒼野尾池
防災施設整備	ため池整備 堤体工 100m	治郎丸	9	6	庄蔵谷池
防災施設整備	ため池整備 堤体工 88.5m	富米	38	7	寛政池
防災施設整備	ため池整備 堤体工 73m	岐部	3	8	柿迫池
防災施設整備	ため池整備 堤体工 93m	小原	4	9	木別頭池
防災施設整備	ため池整備 堤体工 95m	矢川	7	10	矢川下池
防災施設整備	ため池整備 堤体工 61m	志和利	5	11	秀池
防災施設整備	ため池整備 堤体工 66m	吉松	9	12	園田尻池
防災施設整備	ため池整備 堤体工 70m	岐部	1	13	烏越池
防災施設整備	ため池整備 堤体工 L=65m、H=9.4m	小城	3	14	午谷池
防災施設整備	ため池整備 堤体工 L=52.5m、H=6.2m	塩屋	4	15	龍の熊 溜池
防災施設整備	ため池整備 堤体工 L=65.5m、H=8m	内田	4	16	姫上池
防災設備整備	ため池整備 堤体工	東堅来	—	17	貴船池
防災設備整備	ため池整備 堤体工	吉松	—	18	長尾池

3.3 農用地等の保全のための活動

増加傾向にある耕作放棄地への対策として、農業委員会による農地パトロールや、農用地の適正管理指導の継続実施を推進する。また、中山間地等の条件不利地域については、多面的機能の維持を図るため、生産活動を通じた農地などの適正な管理に対して直接支払いを実施する。

また、担い手への農地利用集積を推進するため、人・農地プランの作成を推進し、農地の利用権を柔軟に設定できるようにする。さらに、農業法人との連携を密にし、法人の経営規模の拡大や農地集積の意向と農地所有者のマッチングを図る。

加えて、非農家を含めた地域ぐるみの共同活動により、農地や水路等の農業用施設を適切に維持管理する多面的機能支払を実施する。

3.4 森林の整備その他林業の振興との関連

森林の果たす役割は、産業としての一面だけでなく、水資源の涵養や災害の防止等、環境保全対策としても重要な側面を有しているが、林業従事者の高齢化や木材価格の低迷等により森林の荒廃化が進んでいる。

そのため、農用地の保全と併せて、水源涵養機能維持増進森林、山地災害防止機能維持増進森林／土壌保全機能維持増進森林の整備及び保全を推進する。

4. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

4.1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

4.1.1 効率的かつ安定的な農業経営の目標

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(国東市、平成26年)に基づき、具体的な農業経営の指標は、現に成立している優良な事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得(主たる農業従事者1人当たり概ね400万円程度)、年間労働時間(主たる農業従事者1人当たり概ね1,900時間程度)の水準を実現できるものとする。また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指すものとする。

表 4-1 効率的かつ安定的な農業経営の目標 (個別経営体)

営農類型	目標規模	作目構成	
水稻+麦+大豆	1,000a	水稻	700a
		麦	500a
		大豆	300a
水稻+大豆+飼料用米	1,000a	水稻	700a
		大豆	200a
		飼料用米	100a
水稻+飼料用米	1,200a	水稻	700a
		飼料用米	500a
水稻+しいたけ	—	水稻	500a
		乾椎茸	30,000本
		(用役ほだ木)	7,500本接種
いちご	—	いちご	30a
こねぎ	—	こねぎ	100a
みかん	—	ハウスみかん	40a
		路地みかん	60a
かぼす	—	路地かぼす	220a
なし	—	豊水	60a
		幸水	50a
		新高	100a
七島イ	—	七島イ	40a
きく	—	施設キク	80a
酪農	—	酪農 経産牛	50頭
肉用牛+水稻	—	繁殖牛	40頭
		水稻	200a

表 4-2 効率的かつ安定的な農業経営の目標（組織経営体）

営農類型	目標規模	作目構成	
水稲+飼料用米+大豆+麦 (平地)	4,000a	水稲	2,000a
		飼料用米	1,000a
		大豆	1,000a
		麦	1,000a
水稲+飼料用米+麦 (中山間)	2,000a	水稲	1,200a
		飼料用米	80a
		麦	2,000a

4.1.2 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本市では、今後10年で更に農業従事者の高齢化等が進み、このような農地所有者からの農地の貸付等の意向が強まることが予測される。この問題を解決し、受け手となる担い手への農地の利用集積を円滑に進めるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。

そこで、担い手への農用地利用集積による土地利用型農業の体質強化を目指し、認定農業者及び法人の育成、農用地の流動化、農作業受委託の促進に取り組むほか、それらを「地域農業経営サポート機構」が包括的に支援する。

4.2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 認定農業者等の育成

農業委員会、農業協同組合、振興局等と相互の連携の下で濃密な指導を行うため、国東市担い手育成総合支援協議会(以下「担い手協議会」という。)により、集落段階における農業の将来展望と、それを担う経営体の明確化について話し合いを促進する。効率的かつ安定的な農業経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の担い手協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるように誘導する。

(2) 農用地の流動化

人・農地プランによる「地域の農地は地域で守る」を農地集積の基本とし、農業委員を中心としてプラン作成を支援する。また、借り手と貸し手のマッチングについては、農地中間管理事業等を活用するとともに、担い手である認定農業者及び農業法人との意見交換会を実施し、借り手の意向を調査した上で、マッチングを図る。

(3) 農作業受委託の推進

担い手不足が深刻化し、農地の有効利用が困難となっている地域においては、離農跡地等の受け手や高齢農家等からの農作業の受託者となるなど、公益的な役割が期待される農業法人の育成を図り、地域が主体となった優良農地の確保とその有効利用の一層の促進を図る。

(4) 「地域農業経営サポート機構」による支援

担い手の効率的な営農及び担い手不在集落の対応や営農支援等をより一層促進するため、地域内の複数の担い手から構成される、総合的に地域農業をサポートする組織「地域農業経営サポート機構(令和元年設立)」による支援を行う。国東市や国東市農業公社をはじめ、認定農業者や農地中間管理機構等から構成し、集落支援(作業委託希望のとりまとめ、農地利用調整等)、担い手支援(機材資材の共同購入、雇用調整等)、新規就農支援(就農希望者の研修、独立支援等)を実施する。

4.3 森林の整備その他林業の振興との関連

効率的かつ安定的な農業経営の指標において、営農類型一つとして「水稻+椎茸(特用林産物)」を挙げており、椎茸の生産を推進するとともに、農業との複合経営の安定化を図る。

5. 農業近代化施設の整備計画

5.1 農業近代化施設の整備の方向

効率的かつ安定的な農業経営を目指し、本市の土地条件に応じて、機械化や農業施設、ICT 技術の導入を進めていく。以下、重点作物ごとの農業近代化施設の整備の方向を示す。

なお、平成 30 年度に実施した本市在住の全農家へのアンケート調査(回答数 1,147、有効回答率 52.2%)では、「今後、地域で新たに必要だと思う農業用施設は何ですか(複数回答)」という問いに対して、「特になし(49.0%)」が最も多く、次いで「無回答(13.1%)」、「ライスセンター(9.5%)」「農機具格納庫(9.3%)」の順に多かった。新たな近代化施設の整備を望む意見は少ない一方、一定数の農家は整備を希望していることから、まずは既存施設の有効利用策を検討する。

また同アンケートにおいて、情報通信技術やロボット技術等について「今後新たに導入したいと考えているものはありますか(複数回答)」という問いに対し、「特になし(49.0%)」が最も多かった一方で、「水田における水管理の自動制御(15.4%)」、「ロボットを活用した農作業の効率化(ドローンによる農薬散布など)(12.5%)」と、水田に関する ICT 技術には関心を示す方も一定程度みられた。一方、「ICT 技術を実際に導入する上での課題は何ですか(複数回答)」という質問に対しては、「専門知識がなく使いこなせる自信がない(39.1%)」が最多で、「費用対効果がわからない(28.4%)」、「多額の費用(投資)が必要である(19.6%)」という意見が多かったため、導入を希望する認定農業者等に対しては、技術面や費用面での支援を図る。

1) 米・麦・大豆

米(水稲)については、中型機械化体系で作業効率が低いこと、輪作が進まないことが課題であることから、更なる機械化の普及及び広域での輪作実施を目指し、大型機械化体系の導入、団地化、ブロックローテーションを推進する。また、既存のライスセンターを活用し、乾燥・調整にかかる作業の軽減を図ることで、生産性の高い水田農業を確立する。

麦(小麦)は、手作業が多く生産効率が低いこと、連作障害の発生が課題であることから、機械化による生産効率の向上及び連作障害の回避を目指し、大型機械化体系の導入、団地化、ブロックローテーションを推進する。

大豆に関しては、連作障害の発生が課題であることから、ブロックローテーションを推進する。

また、麦(小麦)・大豆について、弾丸暗渠などの排水対策を実施することで湿害を軽減し収量の向上を図る。

2) 野菜

こねぎは、生育ムラが多く収量が不安定、調整等の出荷に係る作業の負担が大きいことが課題であり、機械化による生産効率の向上を目指し、周年出荷体系の確立、高畦栽培、播種機や管理機、サイド灌水の導入、共同調整施設作業の分業化を推進する。

いちごについては、単収が低いことが課題であることから、品質の向上及び ICT 等の導入による単収の向上を目指し、新品種(ベリーズ)の導入、ICTを活用した統合環境制御技術の導入・普及を推進する。

トマトに関しては、手作業が多く生産効率の低い点が課題であるため、作業性及び栽培管理のしやすさの向上を目指し、総合環境制御技術の導入を推進する。

水田での露地野菜栽培に関しては、弾丸暗渠などの排水対策を実施することで湿害を防ぎ、品質及び収量の向上を目指す。

また、TPP 等への対応や農家所得の向上を目指し、畑地化を実施し、高収益野菜の導入を推進する。

3) 果樹

みかんについては、防除の作業負担が大きいこと、加温コストが高いことが課題であり、防除の効率性向上及び加温効率の向上を目指し、スピードスプレーヤー防除、三層カーテン方式(施設)を推進する。

カボスについては、防除の作業負担が大きいこと、防除の効率性向上を目指し、スピードスプレーヤー防除を支援する。

キウイは、栽培の作業負担が大きい点が課題であることから、省力的栽培技術の導入及び溶液受粉や一文字整枝の導入を推進する。

なしは、防除や灌水の作業負担が大きいこと、防除や灌水の効率性向上を目指し、スピードスプレーヤー防除、灌水技術導入を図る。

オリーブは、果重が小さいため収穫調整作業の負担が大きいことが課題であり、収穫調整の効率性向上のため、電動収穫機の導入を推進する。また、オリーブ本来の新鮮な風味を保つため収穫から搾油までの所要時間の短縮化を図る。さらに、国内でオリーブの栽培地は限られていること、オリーブ畑は景観として良いこと、多様な加工品や料理に使える着地型観光との相性が良いことから、オリーブの収穫体験や搾油体験、オリーブを使ったレストランでの食事など、オリーブを軸とした6次産業化や農観連携の推進を図る。

4) 花き

ストックについては、防除や灌水の作業負担が大きいこと、防除や灌水の機械化を目指し、年3作栽培、自動灌水装置や自動防除機の導入を推進する。

5) 工芸農作物

七島イは、世界農業遺産の主要要素であり、今後も特産品として生産を維持していくため、手作業が多く生産効率の低いという課題を踏まえ、自動織機・杭打機等の導入により、機械化による生産効率の向上を図る。

6) 畜産

酪農は、乳量が少なく体細胞数が多い農家があることが課題であり、カウ・コンフォート向上、基本技術の徹底、収益性の向上及び省力化を目指し、暑熱対策、搾乳方法改善、自動給餌器、コンブリートミキサーの導入を推進する。

肉用牛(繁殖)については、飼料の高騰、高齢化や労働力不足による廃業等が課題であるため、収益性の向上、省力化、施設の継承の支援等を目指し、廃業農家の設備を円滑に継承するシステムの整備、自動給餌器、コンブリートミキサー、分娩予知・監視装置等の導入等を進める。

肉用牛(放牧)に関しては、市内での放牧の事例が少なく住民の理解が薄いことから、住民への理解の促進及び技術習得による畜産公害の防止を目的に、関係機関による住民への理解の醸成、畜産公害による被害防止のための技術指導を推進する。

5.2 農業近代化施設整備計画

該当なし

5.3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

6. 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

6.1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

農業従事者の減少や高齢化が進む中、本市農業の維持発展を図るためには、後継者不足が深刻な状況になっており、農業後継者の育成ならびに新規就農者の確保を図る必要がある。新規就農支援のため、重点作目であるこねぎについては、これまでにトレーニングファームにおける技術研修の実施及び研修生用宿泊施設の運営を継続的に実施してきた。確保すべき新規就農者は年間8名を目標としており、引き続き目標達成に向けた支援を実施する。

また、農業従事者の育成という点において、今後の農業経営の主な担い手となる認定農業者の経営規模拡大、農業生産の重要な役割を担っている女性の農業経営参画を支援することが重要である。さらに、農業従事者が減少し土地持ち非農家が増加する中、個々の農家の取組では限界があることから、集落営農の設立や円滑な運営の促進、農業法人の誘致を推進する。

なお、農業を担うべき者の育成・確保にあたっては、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農業者、生きがい農業を行う高齢農業者、土地持ち非農家との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティーの維持が図られ地域全体としての発展に結びつくことを目指す。

6.2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

6.3 農業を担うべき者のための支援の活動

(1) 農業後継者の育成

親子それぞれの世帯が安定的に生活できる所得を確保するとともに、円滑な事業承継を支援することで、定着の促進を図る。

(2) 新規就農者の確保

関係機関との連携のもと、新規就農を希望する者への情報提供や相談活動等を展開するとともに、受入体制の整備を促進し、各種支援策を講ずる。

就農準備に向けては、令和元年に設立した「地域農業経営サポート機構」を通じて研修や独立支援を行うほか、農地等の経営資源について情報の提供や各種補助事業を活用した取得の支援、また、農業法人等への雇用の推進などにより、就農希望者のニーズに応じた多様な就農を促進する。さらに、新たに農業経営を営もうとする青年等が効率的かつ安定的な農業経営者へと発展できるよう、青年等就農計画認定制度の活用を積極的に推進する。就農後は関係機関が連携して、技術・経営指導等のフォローアップを行うことにより、新規就農者の確実な定着・確保に努める。

(3) 認定農業者の育成

経営改善指導員による農業経営改善計画の点検活動や経営指導、また、大分県農業会議のスペシャリストの活用等による総合的な経営能力向上指導等により、質の高い農業経営への誘導を図り、目標達成に向けて関係機関が一丸となって推進する。

(4) 女性の農業経営参画の推進

農村における女性は、国東市農業生産の重要な役割を担っていることから、農業経営改善計画の共同申請の推進や女性農業者による集落営農への参加・協力を通じ、女性の農業経営へのより一層の参画を促進する。

(5) 集落営農の推進

農業法人は平成30年時点で17組織が設立されている。農地管理の面において重要な役割を担っている現状を踏まえ、担い手の確保状況や社会的信用力の向上をはじめ、給与制や休日制、社会保険等の整備による優れた人材の確保など経営上のメリットを有する農業経営の法人化を推進するとともに、法人化後の経営を継続的なものとするため、後継者の育成・確保、経営規模の拡大や農業経営の複合化、多角化等の農業の6次産業化などの取組による法人経営の安定・発展を推進する。

なお、平成30年度に実施した本市在住の全農家へのアンケート調査(回答数1,147、有効回答率52.2%)では、「新たに集落営農組織が設立される場合、あなたは設立のメンバーに参加するか」という問いに対して、「わからない(33.0%)」が最多で、次いで「すでに参加している組織はないが今後も参加しない(30.6%)」であり、「参加する(13.6%)」はわずかであったことから、集落営農組織の設立に当たっては、農家との十分な協議が必要である。

(6) 農業法人の誘致

本市では、平成27年度以降に市外に拠点を有する農業法人6社が参入しており、今後も大分県及びJAと連携した支援を実施し、誘致を図る。

6.4 森林の整備その他林業の振興との関連

本市では、特用林産物であるしいたけと水稻との複合経営を行っている農家が多いことから、農業従事者を育成・確保することで、林業の振興を図る。

7. 農業従事者の安定的な就業の促進計画

7.1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市の総農家のうち約 73%が自給的農家または兼業農家であり(2015 農林業センサス)、平成 30 年度に実施した本市在住の全農家へのアンケート調査(回答数 1,147、有効回答率 52.2%)によると、農業以外の産業への就業形態は、恒常的勤務が約 6 割と多く、次いで日雇い・臨時と自営業が約 1 割であった。そのため、農業従事者の就業機会の確保により安定的な就業の促進を図ることは、地域農業の持続的な発展を支える重要な要素の一つである。

本市は、県北国東地域テクノポリス構想(昭和 59 年)による企業進出を契機に、兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加してきた。近年では、兼業農家の高齢化や、機械更新や世代交代等を機に、規模を拡大する農家への農地流動化の傾向が見られるようになり、平成 22 年以降は農家戸数に占める兼業農家の割合は減少している。

しかし、依然として土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻であり、耕作放棄地も増加の一途をたどる中、農業を職業として選択しえることが重要である。そのため、魅力的で安定した農業を促進するとともに、農業との兼業が可能な他産業の就業の場を確保する。

7.2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

魅力的で安定した農業を促進するための方策として、「雇用型農業」「6 次産業化」を推進する。雇用型農業では、既存の農業経営体の規模拡大や法人化、市外からの農業法人の誘致により、農作業を通年実施できる環境を創出する。特に、農業の大規模経営に当たっては、外国人技能実習生制度の活用が重要であるが、煩雑な事務手続きが農業経営体や農業法人にとって課題となっていることから、円滑な制度活用のために手続き面の支援を行う。また、6 次産業化では、農閑期の加工品づくりを推進することで、通年の収入獲得を目指す。

さらに、農業との兼業が可能な他産業の振興を図るための方策として、大分空港の立地を活かした企業誘致や公共職業安定所との密な連絡により、農業従事者の円滑かつ安定的な就業を促進する。また、「半農半 X」というライフスタイルが提唱される中、平成 30 年には、くにさきサテライトオフィス「スポークネット」が完成し、IT 関連の企業やフリーランスを誘致することで、新たなタイプの兼業農家の確保を図る。

7.3 農業従事者就業促進施設

該当なし

7.4 森林の整備その他林業の振興との関連

本市では、特用林産物であるしいたけと水稲との複合経営を行っている農家が多いため、しいたけの生産を推進することで、農業との複合経営の安定化を図る。

8. 生活環境施設の整備計画

8.1 生活環境施設の整備の目標

生活環境について、平成 30 年度に実施した本市在住の全農家へのアンケート調査(回答数 1,147、有効回答率 52.2%)では、「人口減少や高齢化により、集落活動の継続が困難」という声が最も多く聞かれた。今後は、人口減少や少子高齢化のスピードを緩やかにしながら、高齢者でも安心して暮らせる仕組みづくりが求められている。

一方、本市を含む国東半島宇佐地域 6 市町村は平成 25 年に世界農業遺産に認定されており、その要素として「クヌギ林で涵養された水資源を活用した水田農業」や「受け継がれる農耕文化・景観」が挙げられている。世界でも稀なこれらの伝統を今後も維持発展するためにも、農村集落に居住し、農業や伝統文化の担い手となる方々の住環境を維持・改善することが不可欠である。

生活環境施設の整備については、住民が安心して暮らせるよう、防災施設の適正かつ効率的な整備を図り、災害に強いまちづくりを推進する。また、健康で快適な生活環境を確保するため、下水道区域外及び農業集落排水区域外では、合併処理浄化槽の設置を推進する。

また、上記のハード整備と併せて、農村集落において住民が助け合いながら楽しく暮らすため、健康づくり活動と絡めて既存の集会所等に集まる機会を増やすとともに、コミュニティタクシー等の利用促進による利便性の向上を図る。

8.2 生活環境施設整備計画

該当なし

8.3 森林の整備その他林業の振興との関連

農村集落にはしいたけ等の特用林産物栽培や林業の担い手も居住していることから、農村集落の生活環境が向上することで森林整備や林業振興への貢献も図ることができる。

8.4 その他の施設の整備に係る事業との関連

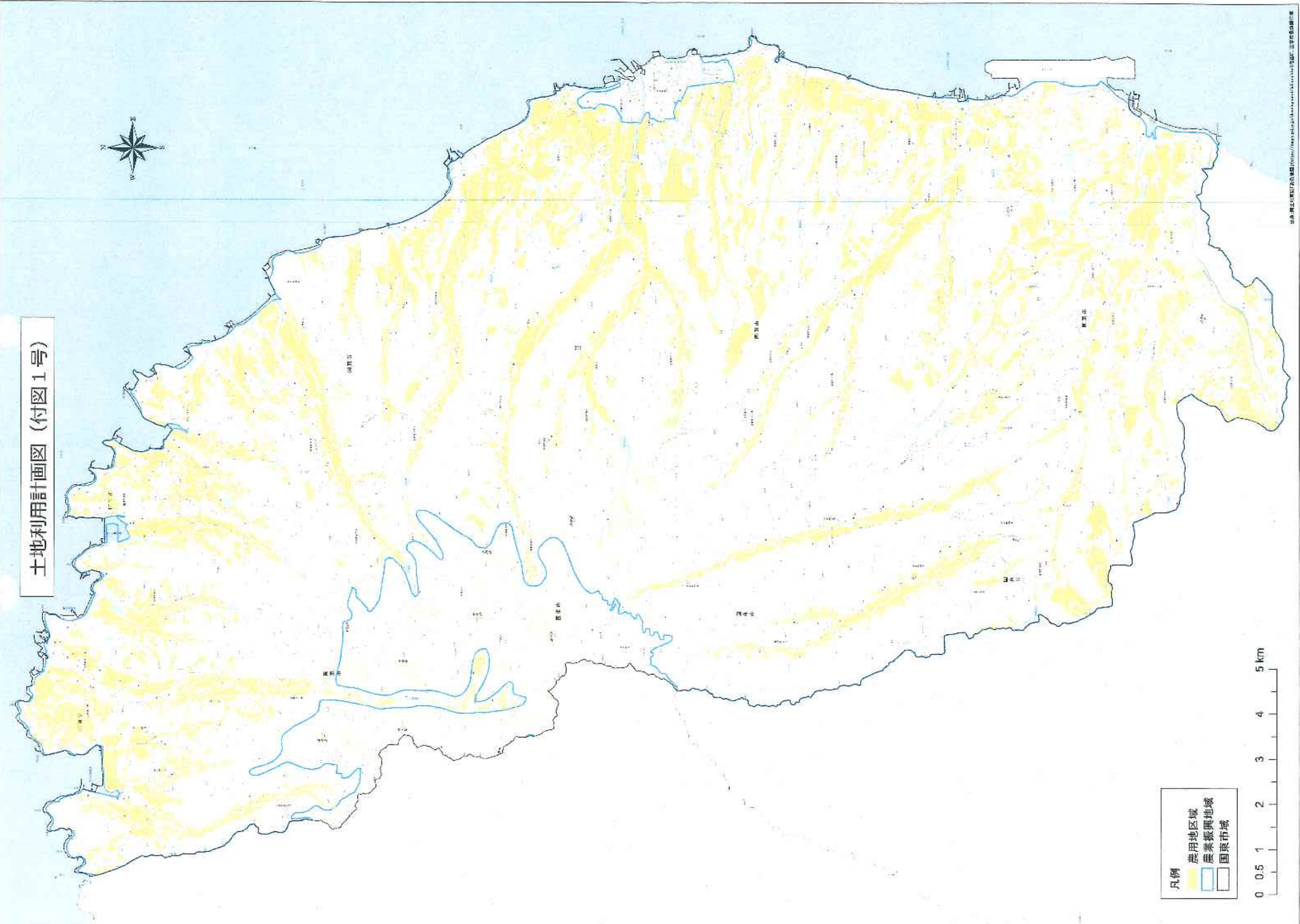
該当なし

9. 付図(別添)

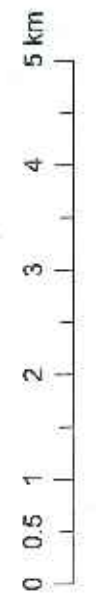
9.1 土地利用計画図(付図 1 号)

9.2 農業生産基盤整備開発計画図(付図 2 号)および農用地等保全整備計画図(付図 3 号)

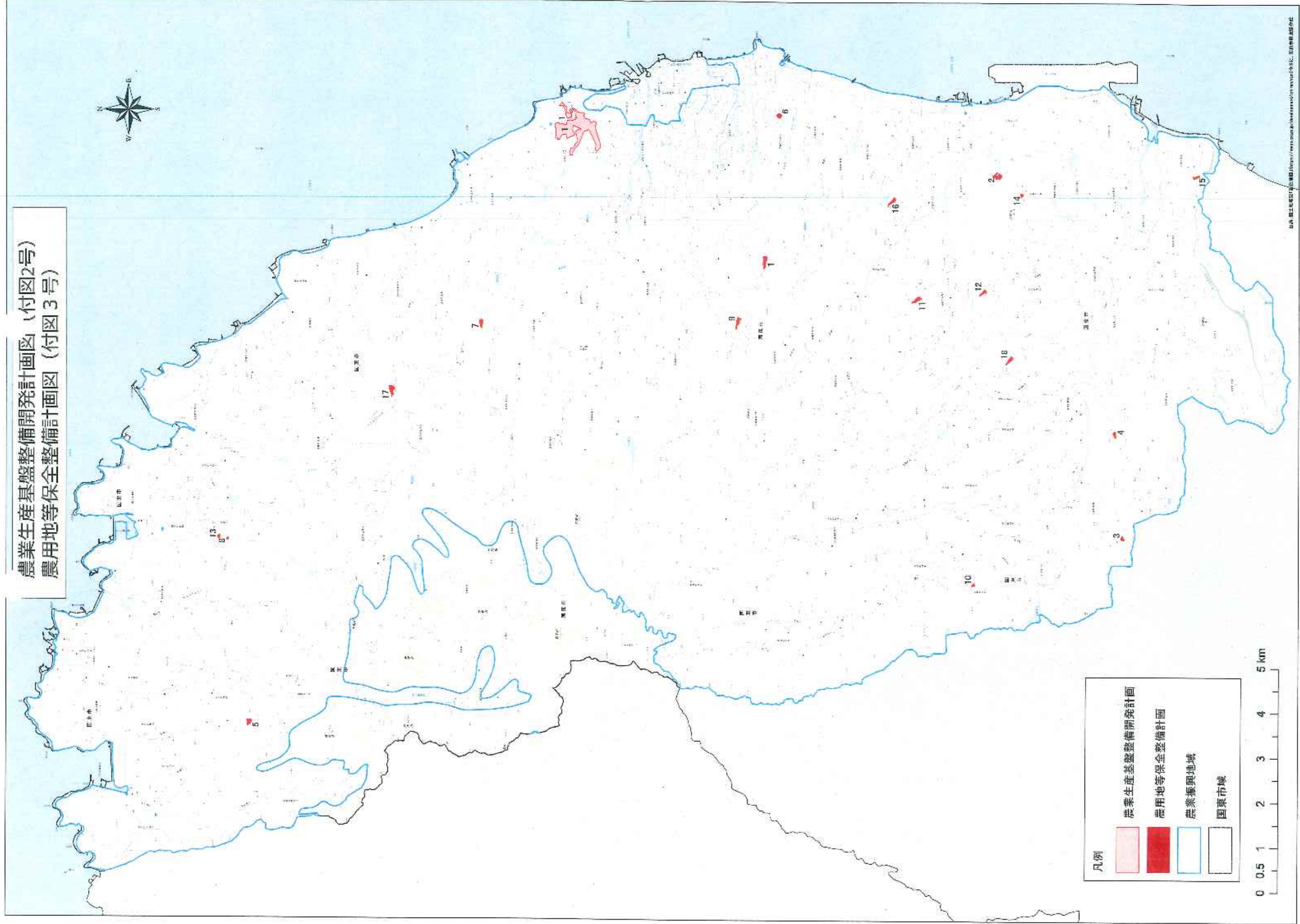
土地利用計画図 (付図1号)



- 凡例
- 農用地区域
 - 農業振興地域
 - 国東市域



農業生産基盤整備開発計画図(付図2号)
農用地等保全整備計画図(付図3号)



凡例

	農業生産基盤整備開発計画
	農用地等保全整備計画
	農業振興地域
	国東市域

